

大気汚染防止法に係る VOC 排出施設・排出基準

| | 排出施設 | 規模要件 | 排出基準(ppmC ^(※1)) | |
|---|---|--|-----------------------------|-------|
| 1 | VOC を溶剤として使用する化学製品の製造の用に供する乾燥施設 ^(※3,4) | 送風機の送風能力が 3,000m ³ /h 以上のもの ^(※2) | 600 | |
| 2 | 塗装施設(吹付塗装を行うものに限る) | 排風機の排風能力が 100,000 m ³ /h 以上のもの | 自動車の製造の用に供するもの | 400 |
| | | | その他のもの | 700 |
| 3 | 塗装の用に供する乾燥施設 (吹付塗装、電着塗装に係るものを除く) | 送風機の送風能力が 10,000m ³ /h 以上のもの | 木材・木製品(家具を含む)の製造に供するもの | 1,000 |
| | | | その他のもの | 600 |
| 4 | 印刷回路用銅張積層板、粘着テープ・粘着シート、剥離紙または包装材料(合成樹脂を積層するものに限る)の製造に係る接着の用に供する乾燥施設 | 送風機の送風能力が 5,000m ³ /h 以上のもの | 1,400 | |
| 5 | 接着の用に供する乾燥施設 (第4項に掲げるもの、木材・木製品(家具を含む)の製造の用に供するものを除く) | 送風機の送風能力が 15,000m ³ /h 以上のもの | 1,400 | |
| 6 | オフセット輪転印刷の用に供する乾燥施設 | 送風機の送風能力が 7,000m ³ /h 以上のもの | 400 | |
| 7 | グラビア印刷の用に供する乾燥施設 | 送風機の送風能力が 27,000m ³ /h 以上のもの | 700 | |
| 8 | 工業製品の洗浄施設 ^(※4) (洗浄の用に供する乾燥施設を含む) | 洗浄剤と空気の接面の面積が 5m ² 以上のもの | 400 | |
| 9 | ガソリン、原油、ナフサその他、37.8℃において蒸気圧が 20kPa を超える VOC の貯蔵タンク(密閉式、浮屋根式、内部浮屋根式のものを除く) | 容量が 1,000kL 以上のもの | 60,000 | |

(※1)ppmC とは、炭素換算の容量比 100 万分率のことで、排出濃度を示す単位である。

(※2)送風機がない場合については、排風機の排風能力を規模の指標とする。

(※3)乾燥施設には「焼付施設」も含まれる。

(※4)「乾燥施設」とは「VOC を蒸発させるための施設」、「洗浄施設」とは「VOC を洗浄剤として用いる施設」のことをいう。